第 19 日目（３月 15 日）

〇議　　　長（小澤　実君）　　こんにちは。散会前に引き続き会議を再開いたします。

〇議　　　長　　ただいまの出席議員数は 22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ていますので報告いたします。

また、新潟日報社より写真撮影の願いが出ておりますのでこれを許可します。

〔午後１時 30 分〕

〇議　　　長　　ここで市長より発言を求められておりますのでこれを許します。

市長。

〇市　　　長　　開会直後の貴重なお時間をお借りしますが、大変申しわけありません。ちょっと報告をさせていただきたいと思います。地盤沈下量について、昨日、県から今年度実施の水準測量の結果が公表されましたので、議会の皆様にご報告を申し上げたいと思います。この水準測量ですが、毎年９月１日を基準日としておりまして、このたびの観測期間は平成 29 年９月１日から平成 30 年９月１日までの１年間であります。

当市のこの井戸の地下水の条例の改正後、初の水準測量ということで、その結果については大変注視をしておりましたところですが、当南魚沼市における最大沈下量は 1.0 センチ、実測値で 9.9 ミリということでありました。観測地点は六日町中学校グラウンドの水準点であります。環境省によると、年間２センチ以上の沈下がある場合、何らかの被害が生じているという例が多いことから、南魚沼市では年間の最大沈下量を２センチ以下という目標を立てておりまして、この目標はクリアできたということになるかと思います。

また、地盤沈下量に非常に大きく関係をする累計の降雪量は、平成 29 年の冬、つまり平成 28 年 12 月から平成 29 年の３月まで、これが約９メートルで、平成 30 年の冬、これは平成 29 年の 12 月から平成 30 年の３月までありますが、これが約 11 メートルでありました。この累計の降雪量からすると、今までのデータからもう少し沈むのではないかという予測をしておりましたが、結果は１センチということでした。

ちなみに前年度の最大沈下量は 1.1 センチ、観測地点では今回と同じ六中のところであります。地下水は市民の共有財産という認識のもと、引き続き節水について取り組んでまいりたいと考えております。以上、報告とさせていただきたいと思います。

〇議　　　長　　日程第１、陳情第５号　「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書を議題といたします。総務文教委員長　桑原圭美君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

〇桑原総務文教委員長　　こんにちは。総務文教委員会の審査報告を申し上げます。本委員会は平成 31 年２月 25 日に付託されました事件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 110 条並びに、第 143 条第１項の規定によりご報告いたします。審査の状況は期日が平成 31 年３月１日、委員全員と議長からも出席をいただいております。

審査は質疑を省略し、討論を行いました。賛成討論としましては、来年度から新しい法律

が施行されるが、労働者には早めに条件を提示しなくてはならないケースもある。今は臨時職員なしには仕事が回らない時代である、財源がなければ待遇改善は図れないのがネックではあるが、意見書はあげていただきたいというものと、これは実施を見据えたものであり、国の動向が定まる前に意見書をあげるのも大事だというものがありました。反対討論としては、この意見書は常勤職員と均等な待遇が求められているが、正職員と待遇を同じにするというのは簡単な議論ではない、もう少し国の動向を見ながらでよい、などがありました。

討論後の採決により、陳情第５号「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書は、賛成少数で不採択と決定いたしました。以上です。

○議　　　長　委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議　　　長　陳情第５号　「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　陳情第５号　「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。2017 年地方公務員法と地方自治法が改定され、2020 年４月から自治体の非常勤職員に会計年度任用職員制度が導入されることになりました。臨時・非常勤職員の不安定な雇用や待遇改善を図り、公務公共サービスの拡充、向上に寄与できるようにするための陳情であります。

2019 年春までに条例化することとなっております。委員会では法改定の理解もままならない中で採択となりませんでした。その後、陳情者による新潟県下全市町村のアンケート調査結果の報告をいただきました。その中で南魚沼市では、既に実態把握等がされ、準備が行われています。９月議会で条例化を予定しているそうであります。対象職員数 545 人、各種処遇改善も検討されているようであります。課題は制度設計と財源措置と答えておられました。まさにこの陳情の内容であります。よりよい条例案が提案されることを願うものであります。機を得た陳情と考えます。皆さんこぞって賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。お願いします。

○議　　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第５号　「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書、本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、陳情第５号は不採択とすることに決定いたしました。

○議　　　長　日程第２、陳情第３号　長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情、日程第３、陳情第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、日程第４、第 12 号議案　平成 31 年度南魚沼市水道事業会計予算、日程第５、第 14 号議案　平成 31 年度南魚沼市下水道事業会計予算の以上４件を一括議題といたします。４件について産業建設委員長　清塚武敏君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長　それでは、産業建設委員会に付託されました４件の議件、陳情第３号　長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情、陳情第４号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、第 12 号議案　平成 31 年度南魚沼市水道事業会計予算、第 14 号議案　平成 31 年度南魚沼市下水道事業会計予算について審査の内容を報告いたします。

審査の状況ですが、期日は平成 31 年２月 28 日に行いました。委員の出席は７名全員であります。議長からも出席をいただきました。議案についてからは執行部から関係部課長、係長、主幹より出席をいただき、説明を受けた後、質疑を行い、審査を行いました。

結果を報告いたします。陳情第３号　長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情については、委員の意見を伺い、その後、反対の討論がありました。採決は起立によって行いました。結果、賛成少数、賛成２、反対４で、陳情第３号は不採択と決定いたしました。

続きまして陳情第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については意見はなく、賛成と反対の討論がありました。採決は起立によって行いました。結果、賛成少数、賛成２、反対４で、陳情第４号は不採択と決定いたしました。

続きまして第 12 号議案　平成 31 年度南魚沼市水道事業会計予算について結果を報告いたします。第 12 号議案　平成 31 年度南魚沼市水道事業会計予算については、反対討論、賛成

討論があり、採決の結果、賛成多数、賛成５、反対１で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして第14号議案　平成31年度南魚沼市下水道事業会計予算につきましては､反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成５、反対１により、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは審査内容について若干ご報告いたします。まず、第12号議案　南魚沼市水道事業会計予算では、概略でありますが、平成31年度予算における新規事業費として、５年計画での災害時の重要給水施設となる避難場所、あるいは病院などへの配水管の耐震化事業を行う。平成31年度は大和地区、大和病院、まほろば、後山小学校への配水管を国の補助を受け、事業を行う。順次、六日町、塩沢地区でも事業を進めていくとしております。

編成方針といたしまして、中期長期計画である会計経営戦略に基づき、将来の地域配水方式に向けた非常用水源の確保と、地盤沈下への影響調査、浄水場の延命化に必要な修繕費を行います。老朽化対策として、管路の更新、配水池の更新を計画的に進め、有収率の向上を図っていくと説明がありました。

質疑につきましては、５名の委員より質疑がありました。その中で２点ほど紹介させていただきます。人口減少で大変厳しい状況の中で、料金収入、給水件数を増加と見込んだ点についての詳細は、という質問に対し、全体的には右肩下がりと見込んでいるが、横ばい程度である。その中で給水件数が増えている――浦佐地区のアパートその他というような説明がありました――昨年も増えた。今年度についても100件程度増えていた。続きまして、経営戦略で定める新規水源への切りかえの可否などをどこで判断する必要があるのか。そのシミュレーションはあるのか、という質問に対し、井戸の常用化には２本の井戸整備が必要であるが、まず、全地区で１本確保し、フル稼働した場合の影響を確認する。問題がなければ２本目を掘削し、常用化にもっていく。加えて水質の確認を行う。悪ければ、浄化に費用がかかる場合は、再度、費用面の検証が必要になる、ということでした。

続きまして第14号議案　南魚沼市下水道事業会計予算であります。予算編成の概略についてでありますが、地方公営企業法の全部適用をし、公営企業会計の初年度である。初年度の予算編成に当たり、一番の課題は、４月１日現在の現金をどうするかである。今予算の第４条２に記載のとおり、債権、債務と計上した未収金を１億3,700万円、未払金を４億3,500万円とすることで、何とか４月１日のスタート時点での最低現金を調達した。これまでは一般会計と一つの財源で運営してきたが、今後は年度中の資金不足の対応で、一時借入が必要になる。一時借入の限度額も上限を定め、厳しい予算と認識している。使用料収益だけでは、仮に100%になっても運営は難しい、と説明がありました。

質疑は３名の委員からありました。その中で１点紹介させていただきます。厳しい環境での企業会計への移行がどういったメリットがあるのか、につきまして、現在の状況下では、企業会計に移行しても実際のメリットはあまりないと考えるが、国から出された人口３万人以上の自治体は、平成32年度までに移行せよという指示に従い、移行したもので、１年前倒

しでの移行であり、平成 31 年度で下水道事業の資産などが明確になり、平成 32 年度をめどに経営戦略の見直しができ、本格運営につながる、という答弁がありました。以上で産業建設委員会に付託されました報告といたします。

○議　　　長　４件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　陳情第３号　長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

４番・吉田光利君。

○吉田光利君　お疲れさまです。それでは、陳情第３号　長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情に対して、反対の立場で討論に参加いたします。昨年の働き方改革一括法案の成立の中で、陳情項目のプロフェッショナル制度の廃止については、本人の同意はもちろんであるが、労使委員会の決議が必要とされ、健康管理時間の把握と上限設定、そして年 104 日以上、４週４日以上の休日付与等が確保され、対象者の同意の撤回についても労使委員会で定めることになっており、導入と運用に客観的な視点と厳格化が示され、働き方に柔軟性が保たれています。

時間外労働、休日労働についてはそれぞれ時間数が定められ、労働時間の客観的把握義務、上限規制を超えた場合、罰則適用となり、連続稼働インターバル確保についても努力義務がしっかりと示されております。また、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保においては、既に同一労働同一賃金に関して、2020 年からの義務化が示されている。この現状からもろもろ働き方改革推進関連法で網羅されており、今回の陳情の長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める意見書の提出には、あえて柔軟性のある働き方を進める上で支障になると考え、反対の立場で討論に参加いたしました。皆さんの賛同をお願いいたします。

○議　　　長　次に原案に賛成者の発言を許します。

５番・中沢道夫君。

○中沢道夫君　それでは、陳情第３号　長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情に賛成の立場で討論に参加をいたします。賛成の理由については、陳情の趣旨にあるとおりですが、長時間労働による過労死が大きな社会問題になっているもとで、高度プロフェッショナル制度は一定の条件を満たす労働者に対し、労働時間関連の保護規定、これは時間外、深夜割増賃金、また休日休暇付与などの適用、全て除外する新しい制度で、過労死を促進、合法化するものです。今の８時間労働制を根底から覆すことになります。

また、時間外労働の上限については、単月で100時間未満、２から６か月の平均で80時間以内､休日労働も含めると年間960時間､毎月80時間もの所定外労働が可能になっています。これでは過労死促進につながります。残業の上限基準としては、労働省告示第154号で週15時間、月45時間、年間360時間と定められています。これを守っていくことが重要です。そもそも人が健康を維持していく上で、生体リズムが守られることが重要であり、１日８時間の労働規制や、月の時間外労働を45時間までとする規制には、健康維持のための根拠があります。

私たち日本共産党は１日８時間働けば、普通に暮らせる社会の実現を目指していますが、今回の法改正は働き方改革とは名ばかりで、まさに働き方改革の中身であり、陳情者の願いを尊重して採択していただきますよう、お願いして賛成討論といたします。

〇議　　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

〇議　　　長　採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第３号　長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、陳情第３号は不採択とすることに決定しました。

〇議　　　長　陳情第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

４番・吉田光利君。

〇吉田光利君　それでは、陳情第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書に対して､反対の立場で討論に参加いたします｡最低賃金1,000円の引き上げについては、いずれは達成しなければならないと思うところではありますが、実態は地場産業、中小企業にとってほとんどの企業が支払い困難であり、意見書にある、すぐ、今すぐ引き上げについては、全く現実と乖離した内容である。グローバル社会、景気変動の厳しい中、何が起こるかわかりません。大きな懸念として、一番大事な雇用の確保が、実際問題としてできなくなります。

赤字国債に頼る国家予算の厳しい財源の中、意見書の労働者の社会保険料の負担、税の減免制度の実現は、それぞれ所得に応じた適正な徴収であり、国保加入者とのバランスからも

とても賛成できるものではありません。中小企業の支援策も限界があります。確実な経済成長に合わせたバランスのとれた引き上げが最善と考えます。

以上のことから、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出には、反対の立場で参加いたしました。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議　　　長　　次に原案に賛成者の発言を許します。

５番・中沢道夫君。

○中沢道夫君　　それでは、陳情第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情に賛成の立場で討論に参加します。賛成の理由は、陳情の趣旨のとおりですが、現在の最低賃金制度の問題点は、１日８時間、週 40 時間のフルタイムで働いても、普通の暮らしができないことです。現在の新潟県の最低賃金、時給 803 円で計算すると、年額 167 万円――週休２日で全く休みなしに働いても 167 万円です。月額にして 14 万円弱にしかなりません。これでは自立した生活はできません。あまりにも低過ぎるということです。

さらに問題なのは、都道府県別に格差があることです。2018 年の地域別の最低賃金は、最高が東京の 985 円、最低が鹿児島の 761 円で、その地域間格差は 224 円になっています。最低に対する最高の割合は 129%となり、約３割の差があります。そして、この格差が人口移動にもあらわれているということです。都道府県別の人口の社会増減数と地域別最低賃金の相関関係をみますと、人口が増えているのは東京圏の東京、千葉、埼玉、神奈川ですが、ほかに増えているのは愛知、大阪、福岡だけです。そして、これらの都府県は近隣の県に比べ、最低賃金が高くなっています。そして一番高い東京は人口移動の半分以上を吸収しています。

こうしたもとでは最低賃金の大幅な引き上げと、全国一律の最低賃金を実現することが東京圏への一極集中に歯止めをかける大きな力になると思います。あわせて請願者が求めているように、最低賃金の大幅引き上げには、中小業者への支援なくしては実現は困難です。諸外国に比べても、極端に低い最低賃金引き上げのための中小企業支援策の大幅引き上げとあわせ、実現させる必要があると思います。以上、陳情者の願いを受け止め採択していただきますようお願いしまして、賛成討論といたします。

○議　　　長　　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　　採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、陳情第４号は不採択とすることに決定しました。

○議　　　長　　第 12 号議案　平成 31 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

５番・中沢道夫君。

○中沢道夫君　　第 12 号議案　平成 31 年度南魚沼市水道事業会計予算について反対の立場で討論を行います。

南魚沼市の水道料金が県下一高いことは、これまでもたびたび指摘をしてきました。そして昨年は、基本料金の引き下げが実施されました。しかし、県下一高い水道料金の汚名返上にはほど遠い状態です。そして、この高料金の原因の１つが、畔地浄水場への過大な投資であることも明らかになっています。

私は市議会議員になって以来、一貫して水道料金の引き下げを求めてきました。多くの市民が関心と期待を寄せている、市政の重要課題であり、財政的な問題も理解をしているつもりですが、さらなる引き下げを求めるものです。

また、料金体系についても私の一般質問等でも触れていますが、口径別の料金体系が採用されていないため、ともかくつながっていれば１か月の基本料金が 2,200 円です。10 立方使っていない加入者も大勢いるわけで、こうした使用料の少ない世帯は、単身者やお年寄りの世帯が多いと考えられます。どちらかといえば社会的に弱い立場の皆さんへの配慮も必要ではないでしょうか。

こうした点から口径別の基本料金に切りかえ、そこに１立方メートルごとに加算する料金体系の導入が必要だと考えます。こうした料金体系への変更を求め、平成 31 年度南魚沼市水道事業会計予算への反対討論といたします。

○議　　　長　　次に原案に賛成者の発言を許します。

３番・目黒哲也君。

○目黒哲也君　　それでは第 12 号議案　平成 31 年度南魚沼市水道事業会計予算に対して、南魚みらいクラブを代表して、賛成の立場で討論をいたします。水道事業においては、平成 28 年度に新たに策定されました、水道事業経営戦略に基づき、経営基盤安定と財政マネジメント向上に向かって具体的に取り組み、安全な水の供給と強靭な水道の構築、そして、持続性の確保を目指しているところでございます。

そうした中での平成 31 年度南魚沼市水道事業業務は、給水人口は減少しているものの、年間総給水量は、前年度比 1.0％増の 617 万 9,000 立方メートルと計画をしております。収益的収支においては、事業収益、事業費用ともに減額してありまして、平成 31 年度純利益１億 6,304 万 3,000 円の黒字計上として計画をしております。これは２％の消費税アップにもかかわらず、水道料金は据え置くことで 2,900 万円程度の影響が予想されるものの、福祉減免

制度は継続し、資金繰りも計画どおりであり、評価するものであります。

しかしながら、資本的収支においては、11億7,492万3,000円不足するという厳しい財政予測でありますが、有収率向上となる老朽管更新事業は、前年度並みに予定した上に、平成31年度は新たに非常用水源事業として7,550万円、加えて災害時のリスク回避のための重要施設への布設事業に着手するため5,000万円を計上し、建設改良費6億6,406万5,000円を予定しているわけでございます。

あわせて有収率については、当市81.3%に対して、全国89.9%、類似団体87.3%と比べ低率については、平成31年度は漏水対策に加えて、配水池流量計を交換し、原因を追及し、有収率向上にも取り組んでいく方針であります。

また、経営基盤安定を目指して小水力発電事業の事業を検討し、事業費と収益の費用対効果を調査し、収益確保には20年程度要するという結果を示し、さらに畔地浄水場を現状規模へダウンサイジングする案と、10年延命化し、その後廃止し、地域別配水方式の案でのシミュレーションにも試み、その事業投資額と平成40年度の企業債残高、及び留保資金残高を比較すると、10年延命化地域別配水方式のほうが有利であることについても、既に算出してございます。

現状においては大きな好転は難しい状況の中で、水道施設の効率的、効果的な管理・運営に水道管理者をはじめ、企業団、職員の皆様、中長期的な視点に立ち、さまざまな方策を検討し、真剣に取り組んでいる上での予算編成と評価をいたします。将来にわたり、水道サービスが市民に安全に安定的に継続されていくことを望んで、賛成討論といたします。多くの皆様からのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

８番・永井拓三君。

○永井拓三君　それでは、未来創政会を代表しまして、第12号議案　平成31年度南魚沼市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。３月議会を迎えると、毎年東日本大震災のことを思い出します。もし、この大災害がなければ「ライフライン」という言葉の本当の意味を考えることは少なかったでしょう。改めて水道をライフラインとして考えてみます。私たちも東日本大震災直後の夏に水害を経験し、水道が一部使えなくなるなどの水道への災害を経験いたしました。その結果、改めて水道事業のあり方を考える機会を与えられました。

予算に関しては、水道料金が高いことに対する反対意見などがあると思います。しかしながら、南魚沼市の水道事業としての最適化を図るため、日々努力をし、改善しようとしている執行部の姿勢は評価できます。また、水道事業も料金徴収は民間に委託し、約２年が経過し、順調に進んでいる点も良い傾向であると考えられます。今後は各施設などのアセットマネジメントや水道料金をいかにして値下げをしていくかという議論を活発に行い、水道事業

管理者からも多くのパターンでの配水方式事業の説明がある中で、今回の水道事業予算は、おおむね評価に値するものと感じています。

現時点での水道料金の現状維持の中で、事業運営をし、努力していること、また、前向きに水道料金を値下げできないかの検討に多くの時間を費やしていることは、市民の生活を安心・安全を最優先して考えている姿勢であると強く感じています。

今後の課題として、先ほども申し上げたとおり、災害時の緊急水源の確保を目指すことが求められます。また、現有資産の総点検をした結果を詳細に分析し、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることが少ない水道水の確保などを考えていく必要があります。また、漏水による無駄な支出も抑えるための調査、修繕を行うことも求められます。このようなことを複合的に考えるならば、平成31年度南魚沼市水道事業会計予算はおおむね評価に値します。今後の水道事業会計においても多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものにしてほしいと強く要望して賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議　　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

２番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　それでは、許されましたので、市民クラブを代表いたしまして第12号議案平成31年度南魚沼市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

南魚沼市の水道事業については、畔地浄水場の過大な施設建設に係る企業債の返還が大きな負担になるとともに、施設稼働率の低迷により、水道料金は、反対者のご指摘のように高額で推移している現状にあります。この経営状況を改善し、重要なライフラインである水道事業の安定と、将来に向けた事業継続を担保することが、喫緊の課題であると考えます。

そのためには、近視眼的な視点での安易な水道料金の値下げではなく、将来を見据え、市民のための水道事業の事業継続を担保できる予算と計画が必要です。このたび提出されました平成31年度南魚沼市水道事業会計予算は、この厳しい財政状況の中において、現状の水道施設の点検結果による予防修繕、更新等に対し、真に必要な事業費を中心に計上するとともに、学校、病院等の災害時重要施設の配水管耐震化事業への着手、非常用水源確保事業の継続など、限られた予算の中で重要事業の実施に向けた、多くの努力と工夫が見てとれる予算となっています。

また、今後の経営戦略についても、井戸水等による地域別配水方式に向けた、新たな10年計画を策定し、取り組みを進めています。この経営戦略の実現には、今後も多くの困難な課題の克服が求められることとは思いますが、新設された上下水道部の努力と英知によって、新たな水道事業の実施体制が確立されることを強く望むものです。

施設更新を計画的に進めながら財政の健全化を図り、さらには効率的な事業運営を進めるということは、大変な取り組みではありますが、本予算はその努力と計画性を読み取ることのできる予算であると考えます。最後に多くの皆さんのご賛同をお願い申し上げ賛成討論と

いたします。

○議　　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。第12号議案　平成31年度南魚沼市水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおりに決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　第14号議案　平成31年度南魚沼市下水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

５番・中沢道夫君。

○中沢道夫君　第14号議案　平成31年度南魚沼市下水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。南魚沼市の下水道事業が企業会計に移行します。それに伴い今回の予算書には、貸借対照表が添付されています。これによりますと固定資産総額は、580億円にのぼりますが、負債に当たる企業債、長期前受金等の合計でも、580億円となっていて、資本金の計上は、わずかに8,369万円です。

そして、この固定資産の中には農集の処理施設が相当の金額、正確にはわかりませんが、数十億円から含まれているものと思われます。これは既に使われなくなったか、今後使われなくなる施設です。企業会計スタート時点で遊休施設を数十億円抱えていながら、資本合計でも４億7,000万円程度では、実質的にはマイナスからの出発ではないでしょうか。企業でいえば、債務超過の状態だということです。これは水道会計が畔地浄水場への過大な投資によって高料金から抜け出せない状況と同じではないでしょうか。

また、下水道使用料収入11億3,600万円に対して、一般会計からの繰入金と国庫補助金を加えると、20億円を超える繰入金によって赤字を確保しています。本業の収入をはるかに超える繰入金が、今後も続いていく保証があるのでしょうか。今でも高い料金がさらに上がることにならないか心配になります。以上、財務上の懸念を指摘して、下水道会計への反対討論といたします。

○議　　　長　次に原案に賛成者の発言を許します。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　第14号議案　平成31年度南魚沼市下水道事業会計予算、これに対して市

民クラブを代表しまして賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対者の理由、財務上の懸念ということでありますけれども、思いは全く同じであります。思い起こせば、この下水道事業が旧３町で開始をされたときに、農集であったり、公共であったり、特環であったり、あるいは個別排水処理であったり、いろいろなことが恐らく議論をされたのだと思います。

しかしながら結果的に600億円に迫る、あるいは600億円を超えるであろうと言われている投資、このことが将来的にどういうような結末ではないですが、重荷になっていくのか。このことに対して、当時の議論がどうであったのかということは、調べてはおりませんけれども、相当の議論があったと思います。

しかしながら、地方であっても都会並みの暮らしをする、そのためには下水道というのは非常に大切であると、こういうところが恐らく重要視された結果ではないかというふうには思っております。本当に企業会計としてスタートした１年目でありますけれども、これほどまでに大変な課題を抱えて、企業会計としてやらざるを得ない、これについては懸念を持っております。

しかしながら、その中でも、この企業部として部として独立をしながら、こういう負担をどこに求め、あるいはこの負担をいかに軽減をするかということも、これからきちんとしたものがなされていくのでありましょうけども。水道事業会計と全く同じであります、大変なおもしとなっております。そんな中でも都会並みの暮らし、これを田舎でも実現するために、こういう下水道事業をどうやって継続していくか。このことを企業部がきちんと考えていくということでありましょうし、今年度予算においても繰入金が多過ぎるといっても、下水道料を下げるについては、繰入金に頼らざるを得ないということは、反対者も十分に承知をしていると思っています。そういう意味では大変厳しいスタートでありますけれども、企業部がいろいろな面で努力をして、少しでも市民の負担を軽減しながら、この下水道事業を継続していくということを期待をして、賛成討論といたします。

○議　　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。第14号議案　平成31年度南魚沼市下水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

〇議　　　長　日程第６、陳情第２号　基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書、日程第７、第８号議案　平成 31 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第８、第９号議案　平成 31 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、日程第９、第 10 号議案　平成 31 年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第 10、第 11 号議案　平成 31 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、日程第 11、第 13 号議案　平成 31 年度南魚沼市病院事業会計予算、以上６件を一括議題といたします。６件について社会厚生委員長　中沢一博君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

〇中沢社会厚生委員長　それでは、社会厚生委員会の審査報告を行います。調査期日は平成 31 年２月 27 日であります。委員の出席状況は７名全員であります。議長からも出席いただきました。調査の内容につきましては、おのおの関係いたします執行部から出席を求め、審査を行った次第であります。当日は、案件が多いわけでありますので、時間を延長して審査を行いました。また、付託案件も多いため、今回の報告に関しましては、簡潔にさせていただきたいと思っております。ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

最初に陳情第２号　基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書についてご報告申し上げます。これにつきましては提出者の出席がなかったため、委員の皆さんから意見のお伺いを、最初にさせていただきました。委員の中から、この陳情を提出した団体はどのような人であるのか、また、組織であるかという説明を求められましたけれども、出席されておりませんでした。そこで、事務局のほうからどういう経緯であったかというお話がありまして、提出時に受けただけであって、団体、内容等については確認していないと、そういう報告があった次第であります。

そこで、その意見を踏まえた中で討論を行いました。最初に反対討論であります。この陳情に書かれている内容、表現には疑問がある。年金はなくてはならない大事なもので、その年の経済状況によって改定されるものであるので反対であるということであります。

次に賛成討論であります。この年金額の改善と毎月支給への変更は、切実な願いだと思う。反対討論者の言うこともわからなくもないが、陳情内容を含んで委員会として意見書を提出したほうがよいのではないかと、そういう賛成討論でございました。以上、討論が２件ありまして、討論が終わりまして採決を行った次第であります。

この陳情第２号　基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書の採択は賛成２、反対４、起立少数で陳情第２号は不採択とすべきものと決定されました。

次に第８号議案　平成 31 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算であります。この国保の状況でありますけれども、被保険者数が減少し、年収は減少傾向にある中で、１人当たりの保険給付費は増加傾向にあります。厳しい経営状況であることには変わりはなくて、抜本的な制度改正がなされたとはいえ、今後も継続して県、国に対して改善を働きかける必要があるという状況であります。

その中で、この南魚沼市の特筆は医療費水準が低い点であります。ですけども、だんだん

上がってきている中で、可能な限り維持していく取り組みが必要であるということでありま す。また、この稼ぎ頭の世帯に大きな負担が集中しないように、可能な限り保険税負担の上昇を抑制していきたいと、そういうふうに考えている次第であります。そして、第２期データヘルス計画に基づき、保健課と連携した効果的な保健指導、健康増進指導の予防事業を行っていくこと。そしてまた、レセプト点検の充実を図り、ジェネリック医薬品を推進した中で、医療費の抑制につなげていくということでございます。

そうした中、質疑等は保険税負担が、先ほど言ったように一部の被保険者に集中しているということだが、どのぐらいの負担なのか。また、国保のデータベースのシステムを活用した、どのような保健指導を行うのか。また、血液検査を強化して、病気の早期発見につなげる働きはどうなっているのか。また、医療費通知書の改善が必要ではないか。また、ジェネリック医薬品の取り組みと目標はどうなっているか。また、健康推進員の活動について等々の質疑がされたわけであります。

そして、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案は可決されました。

次に第９号議案であります。平成 31 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。この保険給付費につきましては、平成 30 年度は、今のところ 2.4％上昇しているそうであります。内容を見ますと、入院費が 1.8％伸びて、外来は 7.3％伸びており、外来は非常に大きく上昇している傾向にあるそうであります。全般的に入院治療から在宅療養にシフトしている傾向はあるのではないかというふうに考えているそうであります。入院をさせないで、短期間で退院させる傾向が強いのではないかというふうな状況があるそうであります。その中で、高齢者の歯科健診が上昇している。ある面ではこのところはよいことであって、これが医療費軽減に結びつくのではないかと、そういうふうに考えているそうでございます。

そして、平成 31 年度の制度改革につきまして、一番大きいのは、均等割が９割、そして 8.5 割のこの特別軽減の見直しであります。この詳細につきましては、この本会議場で大綱の説明があったとおりでございます。質疑を行った後に、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。

次に第 10 号議案であります。平成 31 年度南魚沼市介護保険特別会計予算であります。この平成 31 年度は第７期介護保険事業計画の２年目に当たります。この第１号被保険者数は昨年度より 317 人多い、１万 8,383 人と推計しております。保険料基準月額は３年間固定でありますので、6,351 円となります。そういう説明の後、質疑に入りました。

質疑の内容につきましては、介護人材不足の解消の見通しはどうであるか。そして待機者の状況は今どうなっているか等々の質疑がされたわけであります。その後討論に入りました。討論は賛成者の討論おひと方がありました。内容は、年々介護が必要な人が増えている中、介護職の人材不足を解消するための予算を計上している。介護予防にもきちんと取り組んでいる、などを鑑み賛成討論とします、というような内容でございました。採決の結果、全会

一致で原案可決であります。

次に第 11 号議案であります。平成 31 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算であります。平成 30 年度からはご承知のとおり、完全無床化となりました。この外来診療のみを行っておりますが、現状は大変厳しい運営状態であります。その中で平成 31 年度は人員と委託業務の縮小、及び経費削減などによるスリム化を図る考えであります。そうした中、質疑に関しましては、この大巻地区の開業医がやめる中で、一気に城内診療所をなくすようなことは問題が出るのではないか。そういう質疑と、また、市内病院や大和病院もあって、巡回サービスが出ていることから、けじめをつけなければならないのではないか、というような思いの、そういう等の質疑が大半でありました。そうした中、討論に入りましたけれども、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。

最後に第 13 号議案　平成 31 年度南魚沼市病院事業会計予算であります。説明を受けた中、質疑に入りました。市民病院の純欠損の額が大きい点は何か。また、市民病院から大和病院の派遣費が 2,000 万円計上されていること、医師不足の状況について等々の質疑があった次第であります。

そうした後、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決であります。以上であります。

○議　　　長　　６件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　　陳情第２号についてお伺いいたします。委員長の報告の中で、陳情者が出席していないので、という報告であります。委員長はこの市内に在住している方でありますが、要請をするということをいたしましたか。

○議　　　長　　社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長　　特に皆さん方の要望等、そういう意見がありませんでしたので、今回はそういう要望はしませんでした。

○議　　　長　　13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　　委員長が委員に諮ったような今の言い方でありますが、そうではなくて、こういう審議をする場合、私は市内在住者であるとすれば、要請をして、審査をするのが筋だというふうに考えますので、今後検討をしていただきたいと思います。

○議　　　長　　社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長　　言いづらいことでございますけれども、事務局に確認したところ、提出し、説明もなく、そのまますぐ帰られたと。そういうふうに受けたものですから、それ以上のものも、以下のものもございません。以上でございます。

○議　　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　　陳情第２号　基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳

情書に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

22 番・阿部久夫君。

〇阿部久夫君　　陳情第２号　基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書についての、まず反対からの討論をさせていただきます。この提出者であります土田光男先生は、私にとっては小学校４年から６年生に習った、本当に恩のある人なのです。そして、土田先生は地元のすぐ近くから奥さんをいただいて、本当に立派な方であります。そういった方の中で、そういう反対討論するのはいささか気が引けるのですが、あえて討論させていただきます。

また、土田先生は共産党でもあります。そういったことで、この２点、老齢基礎年金等の支給額を改善する、まず１点でありますが、私は正直なところ、今の年金の皆さん方は、今、改善するほど、全ての年金者とは言いませんけれども、そんなに困っているというふうに思っていません。今、旅行に行っても、ほとんどの高齢者の皆さん方が元気よく、大勢出ています。若い人が旅行に出ているということはあまり見られません。そうでしょう。ほとんど高齢者の皆さんでしょう。

そうした中で、また、今いろいろオレオレ詐欺や詐欺事件が非常に多くなっています。市内の警察の皆さん方も、高齢者の皆さん方には、この詐欺問題に本当に気をつけてくださいよと、そういうことを言っています。何で詐欺事件が多いかということは、高齢者の皆さん方がそれだけお金を持っているということなのです。そういう心配をしています。ましてや今度は新しく元号が変わる中で、さらに、詐欺事件が多くなるというふうに言われています。むしろそういうところを本当に気をつけていただきたい。そういうふうに私も思っているところでございます。

それと、先ほどの共産党であります。今までここの南魚沼市議会にも２人の共産党の方がいます。今まで一般会計、特別会計、全ての予算に対して反対しています。予算が通らなければ事業ができないのです。それを全て反対している、その方が応援するということは、正直言って、先生には申しわけありませんけども、やはりこれを賛成するというわけにはいかないと思っているのです。

今までこうした長年予算を通しながら、徐々に南魚沼市の市民の生活やそうしたのを、私は発展させていると思っています。そういったことを考えますと、この全ての、毎回ですよ、毎年反対するような共産党、それを応援するということは私にとってはとてもじゃないが賛成はできないということであります。そういった意味でこの陳情第２号は反対させていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議　　　長　　次に原案に賛成者の発言を許します。

13 番・岡村雅夫君。

〇岡村雅夫君　　陳情第２号　基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書についてであります。賛成の立場で討論に参加いたします。その前に一言、今ほどの討

論に関しては、私見を述べる場合は、こういった公共の場ではあまりふさわしくないようでありますので。私の見解です、これは。

年金減額改定に続き、2015年にはマクロ経済スライドを発動しました。2016年の年金カット法強行採決で、2021年から賃金が下がっても、年金を削り続ける、賃金マイナススライドが導入されることになっています。ことし10月には、消費税税率が10%になります。この増税は物価の上昇と実質賃金の低下をもたらし、マクロ経済スライド、賃金マイナススライドの発動に連動いたします。物価は跳ね上がったのに、年金は大幅削減という事態に陥ります。

総務省統計局が公開した家計調査2017年平均速報結果では、無職の高齢単身世帯、この場合60歳以上だそうですが、毎月４万円以上の赤字。無職の夫婦世帯では、毎月５万円以上の赤字と報じられています。年金だけでは暮らせない実態が示されています。蓄えのない人は働き続けなければ暮らしていけません。

年金支給の改善は身に迫った要求であります。また、年金は現在２か月に１回支給されておりまして、赤字であれば、翌月分も使ってしまいます。苦しい中でのささやかな要求と考えます。ぜひ、かなえていただきたいものであります。ぜひ、ご賛同をお願いいたします。

○議　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

19番・関常幸君。

○関　常幸君　陳情第２号に反対の立場で討論に参加いたします。本題に入る前に、私が初めて市議会議員になった14年前です。この意見書が出てきたときに、ある先輩が控室でこう言われました。私も是々非々で対応すればいいのだろうと思っていたら、その内容も大事だと。なおやはり、どこから出てきているのかという、陳情人も非常に大事ですよ、というようなことを言われました。今のことで、今、来ている土田さんのことだけを言っているのではなくて、なるほどなと、政治というのはそういう奥深いものだというようなことを勉強させていただいたことがありましたので、最初に話をさせていただきました。

さて、本題でありますけども、この２つ改善することと、毎月支給すること、ということでありますが、私も年金をもらっている立場から、この改定につきましては、今、前者も少し話をいたしましたが、これは賃金変動と物価変動があるときには改善しているわけでありますし、それから、賃金変動よりも物価変動が大きいときは、現役世代の負担能力を示す賃金変動等も改定をしていくというふうなルールの中で、今もきているわけでありますので、私は現状どおりでいいだろうというふうに思っております。それから、今も隔月でありますけれども、隔月のほうが経費の節減をしているというふうな実態の報告もあるわけでありますので、現状のままで十分というなので、大勢の皆さんから反対でお願いをしたいと思います。以上であります。

○議　　長　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

〇議　　長　採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第２号　基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書、本陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、陳情第２号は、不採択とすることに決定いたしました。

〇議　　長　第８号議案　平成 31 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

５番・中沢道夫君。

〇中沢道夫君　それでは、第８号議案　平成 31 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加をします。国民健康保険は国民皆保険の最後のとりでとして、他の医療保険に加入できない人は、全て国民健康保険に加入することになっています。しかし、国保税が高過ぎて、最後のとりでとしての機能を果たせなくなりつつあるのではないか、との思いから、昨年の 12 月議会では一般質問をさせていただきました。その際にも明らかにした点ですが、同じ所得であれば協会けんぽ加入者との比較では、国民健康保険税が協会けんぽの 1.5 倍から 1.9 倍になることを示しました。この金額は負担に耐えられる限界を超えているのではないかと感じています。

一方、大企業の従業員が加入する組合健保や公務員の皆さんが加入する共済組合は、協会けんぽよりさらに低い負担割合になっています。このように、加入する健康保険制度によって負担が著しく変わるというのはいかがなものでしょうか。法の下の平等の観点からも許されるものではないと考えます。

また、国保税の滞納によって資格証や短期証が発行され、受診抑制につながっているとの報告もあります。命にかかわる問題です。もう１点は均等割、平等割です。特に均等割は、所得や年齢に関係なく、頭割で課税されるわけで、まさに人頭税ともいうべき性格のものです。生まれた途端に均等割が課税されます。当然ですが、他の保険制度にはありません。将来的には廃止していくべきものだと考えますが、子育て支援のためにも、当面子供だけでも減免をしていくべきだと考えています。以上、２点を指摘して国保特別会計への反対討論といたします。

〇議　　長　次に原案に賛成者の発言を許します。

１番・大平剛君。

〇大平　剛君　それでは、未来創政会を代表いたしまして、第８号議案　平成 31 年度南魚

沼市国民健康保険特別会計予算に賛成の立場から討論に参加させていただきたいと思います。国民健康保険に関しましては、確かにいろいろと難しい問題は多々ございます。これは事実であります。これらの問題に関しましては、本当に国全体できちんとした議論を今後とも続けていく必要があると私も考えます。さて、しかしながら今回の南魚沼市の予算についてはいかがでしょうか。私が最大に評価する点は、高過ぎると申されましたが、何とか税率を維持している、この点です。本来、この財政状況を見れば、わずかながらも上げるのもやむなしと考えることだってあり得ます。しかしながら、少しでも被保険者の皆様方の生活を維持しなければならない、負担を軽減しなければならない思いのもと、執行部は税率を維持するということを決断いたしました。

そして、この予算はそれらをなるべく長く続けるための、保健事業のための予算であり、健診事業のための予算であります。確かにさまざま問題はあります。今後どうなっていくかもわかりません。しかし、中期的な見通しも示されました中で、この予算でやっていくという市の考えを尊重いたしまして、ぜひ、皆様から少しでも長く、少しでも被保険者の皆様方の生活を守るこの予算に対して賛成をいただきたく、お願いを申し上げたいと思います。

また、行政の皆様方には少しでもこの現在の税率を維持する、そういった努力を重ねていただきたいと思います。そして、市民の皆様には市の事業に対してご理解とご協力をお願いしたいと思います。以上をもちまして私の賛成の討論の弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議　　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　それでは、私は市民クラブを代表いたしまして第８号議案　平成 31 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論に参加をいたします。国民健康保険は改めて言うまでもありませんし、先ほど反対者からも話がありましたけれども、もともとの自営業者や農家の人たち主体の医療保険から、最近の社会変化、雇用形態の変化などで非正規の労働者の加入、または 74 歳までの退職者の加入等もありまして、低所得者、高齢者が多いというのが今まで、そして現在の実態であります。

高齢化が進めば医療費もかかるのが現実ですので、医療費の支出が多くなっていまして、それに伴っての国保税の負担感も限界に近いということは、いつも言われていることであります。そして、それは国保財政が市から県に移管された後も同じであります。したがって昨年、この制度改革で国民健康保険の構造的問題が解決したわけではなく、変化、平準化された中での国保財政の運用は一面安心感もありますけれども、正直、平準化の中での高水準化という心配も同時に私はあります。そういう中で平成 31 年度の当市の国民健康保険特別会計予算はどうかということでありますけれども、保険税率も昨年の制度移行時には、従来の保険税率から若干下がった運用でした。２年目の平成 31 年度も、平成 30 年度の収納率の向上

努力等もありまして、税率据え置きでの運用ができるようでありますし、平成31年度及び今後の国保財政の中で、先ほど言いましたように、県平準化の中での高水準化という心配もありますが、そうならないように市としては先ほど委員長報告にも若干ありましたけれども、引き続きの収納率向上対策の推進、第２期データヘルス計画による効果的な保健指導、ジェネリック医薬品の普及などでの医療費適正化の推進、特定健診、特定保健指導の推進による受診率の向上など進めながら、医療費抑制の努力の方針を社会厚生委員会での審査を傍聴させていただきまして感じたところであります。

このことは、一自治体だけで行うことではなく、県下全自治体で進めなければならないことでありますが、国保財政の運営主体が市から県に移った現在、最も大事な取り組みだというふうに思います。また、平成30年度はまだ終ったわけではありませんけれども、決算時見込まれる繰越財源については、今後のこの事業の納付金の増や、保険税収入の減などによる資金不足が生じた際の保険税率見直しに対応するための軽減財源として、現在はほとんど多分、底をついている状態だと思いますけども、支払準備基金に積み立てる予定であることも示されました。

国においても平成31年度制度改正で、国保税付加限度額の引き上げもありますが、保険税負担軽減対象者の拡充として、２割、５割軽減対象者の範囲の拡充などの配慮もみられるところであります。前段で述べましたように、高齢者が多いために医療費の支出が多く、低所得者が多いために財政が安定しないという国民健康保険の構造的な問題が解決するわけではないわけでありますので、引き続き国へ、現実に合ったさらなる制度見直しを市、行政としても、そしてまた私たち議会議員としても、やっていかなければならないというふうなことを思っておりますが、当面、この平成31年度国民健康保険特別会計予算につきましては、精一杯の努力と実践を私は感じているところでありますので、本予算については賛成をしたいというふうに思います。皆さんのご賛同をお願いいたします。

〇議　　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

４番・吉田光利君。

〇吉田光利君　それでは、第８号議案　平成31年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、南魚みらいクラブを代表いたしまして、賛成の立場で討論に参加いたします。国民健康保険事業について、平成30年度は歴史的国保制度の大改革が施行され、国保財政の責任主体を、市町村から都道府県に移管されました。

１月末時点、被保険者数は１万2,886人、前年度同期比426人減であります。保険給付費は前年度より4,300万円の増となり、１人当たりの給付費の上昇、保険税収入においては、当初予算に対して1,274万円上回る11億6,064万円の見込みが報告されています。

大幅制度改革による未知数も多い中、保険税調定額、収納率ともに向上し、次年度への繰越金が見込まれております。しかしながら、被保険者の減少により保険税収入が減少する中

で、医療機関への再編により、１人当たり保険給付費は再編前に比べ高い水準が続いている状況下、保険税の負担の大きい構造的な問題もあり、国民健康保険財政の安定運営や効率的な事業を行うためには、大変厳しい環境が引き続き予想されます。

平成31年度予算は、歳入で国民健康保険税が前年度比5,137万円減の中、市民の負担軽減につながる制度改正による保険税付加限度額の引き上げ、保険税負担額の軽減対象者の拡充、旧被扶養者にかかわる保険税減免期間の制限を折り込みながら、事前に健康を守り、また、財政健全化、医療費適正化につながる予防保健事業、国保データベースシステムを活用した保健指導、健康保健教室の推進、重症化予防ジェネリック医薬品の普及の継続推進等をはじめ、人間ドックの助成事業費1,920万円、特定健康診査等事業費3,393万円、それぞれの計画が取り込まれています。

予算総額53億4,600万円、国保制度改革のもと、前年比１億5,600万円の減、厳しい財源環境下、現行の税率を据え置いての財政健全化の取り組みと、市民の軽減措置が配慮された予算であり、高く評価されるものと思っております。引き続き南魚沼市民の健康・医療・福祉の充実に期待し、平成31年度南魚沼市の国民健康保険特別会計予算の賛成討論といたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議　　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。第８号議案　平成31年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおりに決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第８号議案は、原案のとおり可決されました。

○議　　　長　第９号議案　平成31年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　第９号議案　平成31年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で、討論に参加させていただきます。後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける希代の悪法と言われています。

2008年の制度導入以来、たび重なる保険料値上げは、高齢者の生活を圧迫しています。さ

らに、医療費窓口負担が引き上げられ、原則１割が、２割負担となります。低所得者の医療保険料を最大９割軽減する特例措置も、段階的に廃止されます。導入当時、厚生省の担当官が、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらうために、この制度をつくったと公言して、大問題になったことがあります。負担増を我慢するか、医療を受けるのを制限するかを迫るという制度の害悪が、本格的に高齢者に襲いかかろうとしています。

日本共産党は、差別と負担増の制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すべきとしています。老人保健制度に戻せば、現役世代よりも低い窓口負担で医療を受けられます。保険料の際限ない値上げや、別枠の診療報酬による差別医療はなくなります。年をとっても安心して医療が受けられる制度とするべきであります。以上、反対討論といたします。

〇議　　　長　次に原案に賛成者の発言を許します。

15 番・寺口友彦君。

〇寺口友彦君　第９号議案　平成 31 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対者の理由、年齢で区切り、囲い込み、差別医療を行うということでありますけども、この部分についても私の義理の母もこの医療保険の対象でありますが、そういう話は全く聞いておりません。

それから、たび重なる保険料の値上げでありますけども、その保険料についてもそういうふうに負担が重いという話は全く聞いておりません。窓口負担が重い、軽減措置を段階的になくしていく、このことについてでありますけれども、今現在１割負担ということで軽減をされておりますが、この部分についても、後期高齢者であっても相応の負担能力があるという方については、負担をしていただくというのが基本でありますので、先ほどの年金についての陳情もございましたが、本当に少ない年金でやっていらっしゃる方たちに対して重い負担になるということはないだろうと思っていますし、こういうことについては国政の立場で議論していただきたいと思っております。

この平成 31 年度の南魚沼市の予算の中で申すならば、私は実際にこの保険を使っている義理の母を持っている立場としては、非常にありがたい保険だというふうに思っております。であるので、高齢者の負担を軽減するということは、一自治体にできることではありませんので、もしできるとすれば、繰入金ということでありますけども、そういうような制度設計自体は、やはり国政の立場で、日本共産党として大いに議論して、南魚沼市の高齢者の負担を軽減させるように努力をしていただきたいという立場で、賛成の討論とします。

〇議　　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　　採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。第９号議案　平成 31 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第９号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　　第 10 号議案　平成 31 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

５番・中沢道夫君。

○中沢道夫君　　第 10 号議案　平成 31 年度南魚沼市介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。平成 30 年は３年に一度の保険料改定で、保険料が上がりました。それに伴って介護サービスが充実したでしょうか。安倍政権は 2014 年と 2016 年の２度にわたる法改定で、国民に負担増、給付減を押しつける改悪を強行してきました。要支援１、２と認定された人の訪問介護、通所介護は、介護保険から外され、自治体からのサービスに切りかえられました。

さらに特別養護老人ホーム入所を原則要介護３以上に制限され、要介護１、２の待機者は、受け皿の準備もないまま待機者から排除されました。さらに高額介護サービス費の負担上限の引き上げや、自己負担の２割、３割の導入によって、利用者への負担増が行われてきました。一方、保険料を徴収されている年金は、物価賃金スライドが実施されず、マクロ経済スライドによって削減が行われ、介護保険料や後期高齢者保険料を引かれた後の年金受給者の手取りは減る一方です。そうしたもとで 2018 年の介護報酬改定では、診療報酬の改定に連動して、医療的ケアが必要な要介護者を医療から介護へ、病院、施設から在宅への流れを一層強めるものとなっています。

そして、介護保険を利用しない状態をつくる自立支援を重点的に評価し、介護保険からの卒業を迫る内容も盛り込まれています。これでは保険あって介護なしの状態がさらに広がってしまいます。国に対して、介護保険の国庫負担割合を引き上げ、保険料の増額なしに介護報酬を引き上げ、介護労働者の処遇改善を進めることによって、必要な人材を確保すること、そして誰もが安心して介護サービスが受けられるよう、制度改善を強く求めていくことを要望して、平成 31 年度南魚沼市介護保険特別会計予算への反対討論といたします。

○議　　　長　　次に原案に賛成者の発言を許します。

９番・桑原圭美君。

○桑原圭美君　　未来創政会を代表し、平成 31 年度南魚沼市介護保険特別会計予算案に対し、賛成の立場で討論に参加いたします。新年度は第７期介護保険事業計画の２年目ということになりますが、まず、保険料の軽減を図ろうとしたことを評価いたします。歳出のほうは保険給付費が２億 5,000 万円ほど増加しており、サービスの充実が図られるものと考えております。一方、地域支援事業費が２億 3,000 万円程度の削減となっておりますが、これは今年

度の事業実績を十分検証した成果であると思われ、よりよい住民サービスを提供しようとする意欲のあらわれであると評価いたします。実態に合ったサービスを提供可能にするため、介護人材の確保に取り組むことや、地域包括ケアシステムの構築、介護予防に向けた取り組みを進めていくことを期待いたしまして、賛成討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議　　　長　　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

６番・田中せつ子君。

○田中せつ子君　　それでは、第10号議案　平成31年度南魚沼市介護保険特別会計予算に、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加します。平成31年度の介護保険予算総額は、前年度予算額に対し２億4,100万円多い66億7,600万円となっています。歳入では制度に基づく負担額を算定し、介護給付費準備基金の繰り入れで保険料の軽減に努め、歳出では、前年度実績を精査した算定としています。

高齢化率が30％を超え、予算総額が年々増え続け、国保をしのぐ巨額の特別会計になっており、今後の市の財政に大きく影響することが心配されます。その一方で、事業内容を見ますと、第７期介護保険事業計画の２年目として現状を踏まえ、計画に沿った事業内容であると感じられます。

平成24年度からの高齢化率は、26.3％から平成29年度には30.9％と、1,815人増加になり、ひとり暮らしの高齢者世帯も増え続けていますが、要支援、要介護認定者数の増加は、3,139人から3,446人の367人増加と緩やかであり、認定率は約19％で推移し、要介護３以上の認定者数も1,400人台で横ばい傾向となっています。これまでの介護予防、生活支援、認知症支援等の取り組みによる成果と思われます。

また、平成30年度は看護小規模多機能型居宅介護が新たに開始となり、医療と介護が一体となって多様化する市民ニーズに応える支援事業が期待されています。そういった事業全体で要となる介護人材不足が大きな課題でありますが、今年度から始まった市独自の介護人材確保緊急支援事業補助金は、見込んでいる13人を超えた場合は、補正予算を追加してでも多くの人材確保に取り組むとの積極的な姿勢も見られます。

介護保険料軽減強化、介護人材確保、特別養護老人ホーム待機者の軽減等、反対者のご指摘どおり課題は多く残りますが、高齢者の自立支援、重度化防止にさらに力を入れ、地域包括ケアシステムの推進等の総合的な取り組みに大いに期待し、賛成するものであります。

○議　　　長　　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　　採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。第10号議案　平成31年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　　第11号議案　平成31年度南魚沼市城内診療所特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　　採決いたします。第11号議案　平成31年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　　第13号議案　平成31年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　　採決いたします。第13号議案　平成31年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　　ここで休憩といたします。再開を３時45分といたします。

〔午後３時26分〕

○議　　　長　　休憩を閉じ会議を再開いたします。

〔午後３時45分〕

○議　　　長　　日程第12、第15号議案　南魚沼市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長　　それでは、第15号議案　南魚沼市森林環境譲与税基金条例の制定について提案理由を申し上げます。初めに条例の制定の経緯についてご説明いたします。平成30年度税制改正の大綱において創設が決まった森林環境税（仮称）と、森林環境譲与税（仮称）による条例の制定であります。今国会で法案が通った時点で仮称が外れることになっております。まだ仮称ではありますが、提案理由の説明では省略いたしますのでご了承ください。

税の仕組みとしては国民から税をいただく森林環境税、これと森林の整備に使う森林環境譲与税の２つの税から構成されております。森林環境税は１人年額1,000円を国税として市町村から徴収し、その時期は平成36年からの課税となりますが、森林環境譲与税は平成31年度から課税に先行して開始されます。原資は交付税及び譲与税特別会計における借り入れにより対応することになっていて、平成31年度は200億円から開始することとされていて、譲与基準に沿った額が南魚沼市にも配分されます。

当市としましては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及び促進に関する事業の財源に充てるため、南魚沼市森林環境譲与税基金を設置したいものであります。

それでは、条例の内容につきまして説明いたします。第１条は設置について、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備促進に関する事業の財源に充てるためとし、第２条では積み立てについて積み立てる額は予算で定める額とする。第３条では最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。第４条では運用から生ずる収益は、予算に計上して整理する。第５条では必要な場合は、歳計現金に繰りかえて運用することができると定め、第６条では目的達成の用途に限り、これを処分することができるとしております。めくっていただきまして第７条は、委任規定となっております。

附則といたしましてこの条例は、平成31年４月１日から施行するとしたいものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議　　　長　　質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　　まずお伺いしたいのは、基金ですね。国から来るのはとりあえず1,000万円という金額でありましたけれども、新潟県は県税条例を定めて森林環境税を賦課するという方向が打ち出されております。そうすると、国から来る部分と県から来る部分と、これらを全てこの基金に積み立てをして、それから事業を行うということでありましょうけれども、それにしても金額が少ないのですよ。

そうすると、この金額を行うために、市として事業費全体から見れば一部を補助するわけでありますけれども、市とすれば、では、市民の方に賦課をしていって、そしてその資金をさらにここの基金に積んで、それから事業を打ち出すという方向までを、今、市は考えているのかどうか。この１点をお伺いします。

○議　　　長　産業振興部長。

○産業振興部長　確かにことし200億円から始まって、うちの市に1,000万円という額で、決して多い額ではございません。ただ、今後、配分は、３年単位で増えていきます。その関係で平成で言いますと、40年度ぐらいからは3,000万円ほどの金額となっております。そこに市が金額を充当して事業を行うかということでありますが、今の時点では市のほうから充当するという考えはございません。以上です。

○議　　　長　15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　これは平成36年から賦課をされて、実質的に国は平成37年度から税収として入ってくる。それを先行して市町村、それから県のほうに譲与税として与えているわけですけれども、その平成36年に正式賦課をされると。それ以前に事業計画をつくって、森林管理計画、これをつくって事業を進めるわけでありますけれども、この間、1,000 万円単位であれば、毎年1,000万円ですから５年で5,000万円と。この中で、森林計画を立てていくにしても、総額どうなのかということが、やはり県の森林環境税、こちらの動きを見ないと、なかなか総額が読めないという部分もあるので、そこら辺のほうの調査については、平成31年度、県のほうの森林環境税も合わせて、総額これぐらいになるというところを見込んだ計画を作るつもりなのか、それをお伺いします。

○議　　　長　産業振興部長。

○産業振興部長　県のほうは、ちょっと私どものほうでは承知しておりません。ただ、今ある中で計画のほうは進めていきます。そこで、どの程度まで調査できるかということでございますが、当面、人材育成、担い手の確保と、それから軽微な測量調査という段階ではないかというふうに思っております。平成36年から正式に賦課されて金額が増えてきた場合には、その調査等、実際に森林のほうに入って作業はできるのではないかというような計画ではいます。以上です。

○議　　　長　15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　これは人材確保ということで、部長がおっしゃいましたけれども、この人材確保のほうを、森林組合やその他の製材会社等々のほうに、人材育成のほうをお願いをするという形になると思うのですけれども、それにしても一部の補助ということになると、結局、その年間雇用ということになかなかつながらないというのが、今まで若い者がこの事業から抜けていくという欠点でありましたけれども、年間雇用に向けて、市がこの基金を使いながら補助をしていくのだというような考えのほうは、今のところお持ちなのかどうか。これ３回目をお伺いします。

○議　　　長　産業振興部長。

○産業振興部長　当然、人材育成、担い手の確保ということであれば、年間雇用が一番目標でございますので、市のほうとしてはそういう方向で、研修といいますか、そういう部分も含めて行っていきたいとは思っております。以上です。

○議　　　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〇議　　　長　討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

22番・阿部久夫君。

〇阿部久夫君　それでは、第15号議案　南魚沼市森林環境譲与税基金条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。南魚沼市の森林面積は76％を占めており、森林整備はまだまだ遅れており、少しでも森林整備は進めていかなければなりません。森林の有する地球温暖化防止、災害防止、国土保全など水源涵養等、国民に広く恩恵を与えているものであります。

しかし、森林整備に当たっては、私有者が不明確、境界未確定の森林、森林の担い手不足など、個人の所有する森林が整備されていない状況であり、木材利用のための森林整備はわずか２％にとどまっていると言われております。

環境譲与税は納税者の皆さんから国税として、１人1,000円徴収され、当市には1,000万円が歳入にされております。この環境譲与税によって人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及など、森林の整備を進めていかなければなりません。

以上のことから、第15号議案　南魚沼市森林環境譲与税基金条例の制定について賛成するものであります。議員全員の賛成を、ひとつよろしくお願いいたします。

〇議　　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

〇議　　　長　採決いたします。第15号議案　南魚沼市森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

〇議　　　長　日程第13、第16号議案　旧五日町小学校体育館条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〇教育部長　それでは、第16号議案につきましてご説明申し上げます。第25号議案でも申し上げましたが、平成31年３月31日をもちまして閉校となります、五日町小学校の体育

館は、継続利用をする方針がまとまりました。これまで体育館の一般利用につきましては、南魚沼市行政財産の目的外使用条例により、市民等に開放し、ご利用いただいておりました。閉校後は学校としての目的を持たない財産となるため、旧五日町小学校体育館として新たに条例を制定したいものであります。

それでは、内容について説明をさせていただきます。１ページをごらんください。第１条、市民の健康増進とスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与するため、旧五日町小学校体育館を設置するものであります。第２条、現在の体育館のある位置でございます。第３条、体育館の管理は指定管理者に行わせるものであります。第４条、指定管理者の業務は、記載のとおりでございます。第５条、利用時間は午前９時から午後10時までといたします。第６条、休館日は12月28日から翌年の１月４日まででございます。

２ページの第７条から３ページの第15条につきましては、指定管理者の管理に係るものでございまして、ごらんのとおりでございます。

３ページの附則についてご説明申し上げます。１、この条例は平成31年４月１日から施行したいものでございます。

２の指定管理者不在期間の管理業務、３、４の指定管理者不在期間の利用料につきましては、記載のとおりでございます。

４ページをごらんください。利用料金につきましては、近隣の雪国スポーツ館や現在、五十沢体育施設として利用しております、旧五十沢小学校体育館と足並みをそろえております。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

〇議　　　長　　質疑を行います。

16番・中沢一博君。

〇中沢一博君　　五日町小学校の今後について、地元の強い要望で、体育館を残していただきたいと、そういう部分で残していただいたことには、すごく感謝を申し上げたいと思っています。本当に災害時、避難時、私は大事な使命があるというふうに思っております。

そうした中で、第10条、第11条の利用料金の件であります。指定管理者が、特別な理由があると認めたのはこの限りではない。第11条の特に必要があると認めたときは、減額または免除をすることができるという部分がございます。

そこで確認というか質問をしたいのは、例えばこれは教育財産から普通財産になって、先ほど言ったように、ほかの部分の施設と同じ形でするという形でありましたけれども、例えば今、地元の小学校であそこの体育館を使っている部分をご承知かと思います。また、ある面ではスポーツの生涯学習というのが、大人の部分ですからあれですけれども、特にそういう部分に対しての、今、現時点の考え方、この利用料金に対する考え方をどのように今は考えておられるのか。もう、平成31年４月１日から施行するというふうになってございます。ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

〇議　　　長　　生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長　この条例を可決いただいた後に、３月 28 日に教育委員会の３月の予定がございまして、そこで規則のほうは制定させていただく予定になっております。その規則の中では、減免の対象となる事業等ということで、市、市教育委員会等が直接そのように供するときと、あと、学校なり体育協会が主催する大会事業というような形の中で、ほかの雪国スポーツ館等と同じような形の中で、公が使う場合には料金はいただかないと。ここの部分につきましても、同じような形で足並みをそろえたような減免を設ける予定になっております。以上です。

○議　　　長　16 番・中沢一博君。

○中沢一博君　そうしますと、例えば今、スポーツ等で登録をされているそういうメンバーに関しては、いただかないという方向で考えているのかというところをまず１点。

もう１点は利用料金の件でありますけれども、普通の部分でほかのと合わせたときの金額を見ますと、例えば今度は普通財産になるわけですので、いろいろな観点から今度は考えるという部分もあると思いますけれども、例えば今、当市においてはスポーツツーリズム等を一生懸命にやろうとしているわけです。その利用料金の体系を見たときに、市外の料金は例えば１時間 2,040 円であります。今現在は、１日例えばそれを計算した場合、１日だと 4,110 円であります。今度はこの部分で条例でいきますと、１日大体１万 6,000 円になるのですね。1.6 倍です。

私はこの料金で本当にこれからスポーツツーリズムをどんどん進めていこうという中に、ほかの部分が当然あるからかもしれないですけれども、私は全体を考えてと言っているわけであります。そうした中で、本当にこの料金の高くなる部分に関して、どのように考えているのでしょうか。

何を言っているかというと、料金は、やはり今現在はシビアでありますので、少しでも安いところに行こうという部分が増えています。そうした中で、この施設が、またほかの施設もそうですけれども、どんどん使用していればいいのですけれども、やはりこの料金体系が高いことによって避けて、あまり使用しなくなってくるのではないか。そこのところがすごく心配ですけれども、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議　　　長　生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長　１点目の登録団体につきましては、今までどおりの取り扱いになりますので、利用料金はいただかないような形になります。

２点目の質問でございますけれども、確かに市郡外の利用者につきましては、2,040 円というふうな形になっておりますので高くなりますが、市郡内の利用者に関しましては、今まで学校の体育館が４時間で 2,060 円でしたので、仮に４倍にすると 2,040 円ということで、市郡内の方が利用されるに当たっては、ほぼ料金は変わらないというふうな形になります。また、先ほど申し上げましたとおり登録団体の方につきましては、団体登録料をいただければいただかないというような形になります。

市郡外の利用者の料金体系につきましては、今ほど議員がおっしゃったこともわかります。

ただ、今までありました浦佐の体育館、それから五十沢――先ほど部長のほうでは説明はしなかったんですけれども、今回、参考にさせていただきました施設の中で、旧定高の体育館が浦佐体育施設というふうな形に名前がなっておりまして、浦佐体育館というものがあります。それからあと、近隣の雪国スポーツ館、先ほど部長のほうで説明しました五十沢体育館の利用料金、これが普通財産の中での料金体系というふうな形でしたので、もうこちらと足並みをそろえたほうが、一般的ではないかというふうな考え方の中で、決定させていただいたものでございますので、ご理解をいただければと思っております。以上です。

○議　　長　16番・中沢一博君。

○中沢一博君　市内のほうは確認させてもらいました。市外・市郡外の部分であります。私が心配するのは、その部分であって、例えば今、普通財産にしたところの状況と、教育財産の部分の使用料状況はどうなっているだろうか。そういうことも、実際に調べてみる必要があると思います。やはり逆に、高くすることによって使用者が少なくなれば、収入も少なくなるんです。そういうこともきちんと加味した中で、ここだけじゃなくて全体の部分も考えた中で、今後このスポーツツーリズムというものを考えていくことによって、私はもう一度、原点に返って考える必要もあるというふうに考えているもので、その点に関してもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議　　長　生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長　議員がおっしゃる料金体系のことにつきましては、実は私も疑問を持っている部分は、前からもありました。消費税の 10%が秋に控えておるのですけれども、それにあわせてまた今後――そのタイミングになるかどうかはわからないのですけれども、料金の見直しも必要かなと思っております。これも上がる、下がるという話ではなくて見直しという考え方になりますけれども。

実は上越市のほうで1年ぐらいかけて実行委員会をつくって、上越市内の体育施設の料金を見直したというふうなことがございました。多分、いろいろな市町村が合併していたので、当初、合併した市町村の料金体系であったものを、上越市内ということでまた足並みをそろえる必要性等もあった中で行ったのだとは思うのですけれども、当市につきましても料金体系につきましては、また、全体的な考え方の中では見直しをしていく必要性もあるのかなと思います。今ほど議員がおっしゃいましたスポーツツーリズムというのも、当然その考え方の中で反映させていく部分も必要ではないかと思いますが、今の段階では、上げる、下げるという部分につきましては発言はできませんけれども、担当課としましては、料金の全体的な見直しという部分も含めて必要ではないかと思っている部分はあります。以上です。

○議　　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　採決いたします。第 16 号議案　旧五日町小学校体育館条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　日程第 14、第 17 号議案　南魚沼市地域開発センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　第 17 号議案についてご説明を申し上げます。本議案は五十沢地域開発センターを現在の位置から旧五十沢中学校に移転したいため、条例改正を行いたいものでございます。

めくっていただきまして３ページ、新旧対照表をお願いいたします。第２条の表中、五十沢地域開発センターの位置を、左側、改正案のとおり宮 472 番地３に改正したいものでございます。

戻っていただきまして１ページ、スケジュール的に年度内の移転が難しいこと、年度初めの時期を避けたいために、附則といたしまして、この条例の施行を平成 31 年５月１日からとしたいものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議　　　長　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　採決いたします。第 17 号議案　南魚沼市地域開発センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　日程第 15、第 18 号議案　南魚沼市公民館条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〇教育部長　　第18号議案につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正は、八海中学校の開校により空き校舎となりました、旧五十沢中学校へ南魚沼市公民館五十沢分館が移転することに伴い、分館の設置位置を改正したいものであります。

３ページの新旧対照表をごらんください。現行、第２条第２項の表中、南魚沼市公民館五十沢分館の位置、宮288番地２を宮472番地３に改正したいものであります。

１ページにお戻りいただき、附則といたしまして施行日を平成31年５月１日からとしたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

〇議　　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

〇議　　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

〇議　　　長　　採決いたします。第18号議案　南魚沼市公民館条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

〇議　　　長　　日程第16、第19号議案　南魚沼市地区センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〇総務部長　　第19号議案についてご説明申し上げます。本議案も市地区センターのうち、五十沢地区センターを現在の位置から旧五十沢中学校に移転したいため、条例改正を行いたいものです。

めくっていただきまして３ページの新旧対照表をごらんください。第２条の表中、五十沢地区センターの位置を、左側改正案のとおり宮472番地３に改正したいものでございます。

戻っていただきまして１ページ最下段、附則といたしまして、この条例の施行を平成31年５月１日からとしたいものでございます。以上で第19号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

〇議　　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　　採決いたします。第19号議案　南魚沼市地区センター設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　　日程第17、第38号議案　南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　　第38号議案についてご説明を申し上げます。本議案につきましては、時間外勤務命令の上限の設定等に係る人事院規則の改正を踏まえ、国家公務員に準じて職員の勤務条件に、該当する時間外勤務命令の上限等に関する事項を、南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定めることから、規則への委任規定を加える条例改正をしたいものでございます。

めくっていただきまして３ページの新旧対照表をお願いいたします。左側、改正案のとおり正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めております、第８条に、下線部のとおり第３項として「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」を追加したいものでございます。

戻っていただきまして１ページの最下段、附則としましてこの条例の施行期日を、平成31年４月１日からとしたいものです。以上で、第38号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議　　　長　　質疑を行います。

21番・牧野　晶君。

○牧野　晶君　　中身はいいのですけれど、これは追加議案になった理由というのが、ちょっと議運では説明があったというのですけれども、やはりそれはここでも説明しないとおかしいと私は思います。ちょっと問題があったときは、問題があったと言わないと、これのほかのやつもちょっと説明したほうがいいと思います。

○議　　　長　　総務部長。

○総務部長　　説明が漏れて大変申しわけございませんでした。この改正につきましては、もとになります資料がなかなか私どもの手元に届きませんでした。それで、当初の提案には至らなくて、ようやく間に合いましたので、最終日に改正をお願いしたいということでござ

います。以上です。

○議　　　長　ほかはその都度でいいかと思います。

○議　　　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　採決いたします。第38号議案　南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　日程第18、第39号議案　南魚沼市長崎グラウンド管理棟条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長　第39号議案　南魚沼市長崎グラウンド管理棟条例の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

長崎グラウンド管理棟は林業者の健康増進と定住促進を目的に、長崎グラウンドの補完施設として平成元年に建設されました。施設管理においては林業者のみならず、一般の方のスポーツ振興にも寄与されることを基本方針としていましたが、現在は管理するグラウンドの利用者が見込めない状況と施設の老朽化もあって、指定管理期間が切れる平成31年３月31日をもって南魚沼市長崎グラウンド管理棟の指定管理をやめたい旨の協議を、指定管理者の長崎生産森林組合と行い廃止に至りました。

管理棟については、解体撤去を含めて地元と今後、協議していきます。

今回、追加議案となったということでございますが、この協議がなかなか整わない部分がございました。そこで今回、３月の定例会に上程するという運びとなっております。

なお、附則として施行は平成31年４月１日としたいものであります。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議　　　長　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　採決いたします。第39号議案　南魚沼市長崎グラウンド管理棟条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　日程第19、第40号議案　南魚沼市森林公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長　第40号議案　南魚沼市森林公園の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。今回、追加議案になった理由は、議運でも総務部長のほうから申し上げていただきましたが、指定管理期間が切れるということを失念しておりました。それで、最後、年度が終わる前に全て私たちの管理しているところをおさらいしまして、その中でこの南魚沼市森林公園の指定管理者が切れるということを失念していた関係で、本来であれば12月議会に一緒に出せればよかったのですが、３月議会の上程となっております。

それでは、提案理由の説明に入ります。施設の名称は南魚沼市森林公園、指定管理者に指定する団体は、南魚沼市寺尾1448番地　五日町森林公園施設管理組合、代表者、組合長　羽吹忍であります。指定の期間は平成31年４月１日から平成34年３月31日までの３年間であります。

指定管理者候補団体の選定経過についてご説明いたします。五日町森林公園施設管理組合は、市民が産地森林に接し森林浴休養と健全な余暇活動による健康増進を図るとともに、林業者等の雇用促進に資するため、南魚沼市が整備した森林公園施設を効果的に活用するために設立した任意組合です。管理内容は良好であり、地元の地域活性化に貢献しております。

南魚沼市森林公園を管理運営するにあたっては、施設の性格や設置目的から南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第４条第３項により、今回の更新にあっては指定管理者の候補者として継続して選定するものです。

平成31年３月５日付で南魚沼市公の施設の指定管理者の選定について諮問し、審査の結果の答申を受け、五日町森林公園施設管理組合を指定管理者候補団体として決定し、期間を３年間とすることで提案に至りました。

次に資料に基づき指定管理者候補団体の五日町森林公園施設管理組合の事業計画及び収支計画についてご説明いたします。

４ページには指定管理の基本方針、施設の概要、施設の利用計画、利用料金などが記載されております。管理施設は五日町緑の家のほか、４か所、記載のとおりでございます。

５ページは収支計画と五日町森林公園施設管理組合の概要であります。収支計画ですが、

収入は利用料金、管理者負担金で 40 万円ほどを見込んでおります。支出は光熱費等で合計 40 万円の計画となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議　　　長　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　採決いたします。第 40 号議案　南魚沼市森林公園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 40 号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　　長　日程第 20、第 41 号議案　自動車損害事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長　それでは、第 41 号議案についてご説明申し上げます。この議案につきましては、今回ようやく示談が整いましたので、ここでの提案となっております。

本案は平成 31 年１月 23 日、市内津久野 1070 番地１付近におきまして発生しました、車両の物損事故について、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、地方自治法第 96 条第１項、第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

事故の概要につきましては、市道津久野工業団地線の消雪パイプの巻き立てコンクリートが一部剥離しておりまして、路面に浮き上がっていたため、同日午後３時 50 分ごろ、そこを走行していました車両の底部を破損したものであります。

道路の中心線寄りを車両が走行しまして、コンクリートの塊の上を通過したために、車両底部を破損したものですが、事故当時は降雪期でありまして路肩には雪が残っておりました。車両が道路中央付近を走行することは、やむを得なかったものと考えられます。

議案をごらんください。１の和解並びに損害賠償の相手方は、弥彦村在住の女性であります。

２の損害の額につきましては、56 万 6,989 円とするものであります。内容につきましては、車両修理代が 48 万 7,420 円、レッカー代が７万 1,514 円、送迎代が 8,055 円であります。

３の事故の責任割合につきましては、市 100％、相手方がゼロ％とするものであります。

４の和解の要旨につきましては、市が相手方に２の損害の額を支払うことで以後、本件事故に関する一切の債権債務関係がないことを確認するものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議　　　長　質疑を行います。

14番・佐藤　剛君。

○佐藤　剛君　この件、説明をいただきまして状況からしてやむを得ないのかなという思いもあるのですけれども、ただ、100％、ゼロ％というのが、非常に大変重い割合ですけれども。状況はそうなのでしょうけれども、例えばその運転手の注意義務とかそういうところも交通事故の場合、何らかあるわけですし、示談というか交渉の中で 100、ゼロというのが決まったのでしょうけれども、全てそういうふうな決め方でしているのか。もっと客観的な見方を加味するところが何かあるのか。そこら辺が１点。

それで、100、ゼロでいたし方ないとなると、すごい道路管理者の責任は重いですよね。では、何で 100、ゼロになるようなことになったんだという、パトロールとか管理上の問題というのは、この事件に限らず今後どういうふうにしなければならないかということがないと、この 100、ゼロという数字というのは、大変、私は重いと思うのです。そこら辺の考え方を２点お願いいたします。

○議　　　長　建設部長。

○建設部長　損害の割合の件でございますが、冬期間でありまして、通行車が雪の塊というふうに勘違いをした部分もございまして、今回、話し合いの中でこのような割合というふうになりました。通常、本当にコンクリートの塊というのがわかれば、恐らく避けられた部分もあろうかと思いますが、そんなことからこういう割合になっております。

あと、今後のその施設管理に関する部分ですが、確かにこういった事故が起こるのはインフラの老朽化が大きく原因している部分だと思います。限られた財源、限られた人材の中で、引き続きこまめな点検、パトロールを実施しまして、修繕・更新に努めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議　　　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　採決いたします。第 41 号議案　自動車損害事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第41号議案は、原案のとおり可決されました。

○議　　　長　日程第21、発議第１号　統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　発議第１号　統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書の提出について提案理由を申し上げます。通常国会の中でもテレビ等で放映をされておりますけれども、特に大きいのは東京都内500人以上の会社、1,500社、これを全数調査というものが実はサンプルとして500社と、こういう調査をしていたと。2004年からこの部分はサンプル調査をしていたということであったと。このことについて、きちんとしたデータづくりということでどうだったのかということが、国会で議論をされているわけであります。

2004年から2017年のデータの誤り、これについて、要はこの雇用給付金の追加支給というのが、延べで1,900万人以上と。総額で560億円というふうに言われている、大変な影響が出ているわけであります。国がやるべき基幹統計、これは平成19年の法律第53号統計法で指定されている統計のことでありますけれども、国や地方公共団体、公的機関などがする統計、国の統計全体の中で、その有用性の確保、効率的な整備という目的において重要な位置を占めるとされている、56の統計というのがございます。こうした中で、やはり質疑の中でもいろいろと出てまいりましたけれども、その記の１、２に書いてあるように、独立した第三者機関による徹底した検証を行っていただきたいと。

２つ目として、やはりこういう不正が発生をしているということになれば、厚生労働省ばかりではなくて統計の職員、この増員、必要な財源を削ってきたと。そういうところからこういうような不正が出ているのだというところで、国においてはこの２点についてきちんとした対応を取っていただきたいという意見書を、南魚沼市議会として出したいというものであります。説明を終わります。

○議　　　長　提出者に対し、質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　　長　討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

19番・関　常幸君。

○関　常幸君　発議第１号に反対の立場で討論に参加いたします。今の提出者の説明がありましたように、平成16年からこの不正が行われていたということで、この調査は500人以上の事業者でしなくてはだめだというのが、説明のとおり３分の１しかなされていなかったということでありますし、これが本当に賃金とか労働時間とか、基本的な調査であるわけで

ありますので、そのことに不正があったということで、私も非常に遺憾に思っております。もし、身近に例えれば、会社の業績が上がったからボーナスを出そうというとき、その数字そのものが不正であったわけでありますので、非常に大変な問題だというふうに私も認識しております。

統計はあらゆる政策の判断基準になるわけでありますので、統計が信用できないとなると、全ての政策が意味を失ってしまう。大変な状況になるなというふうに、私も危機感を持っているところであります。そんな状況で私も２月３日の大和地区の第51回の自民党大和支部の挨拶の中で、この問題についても糾弾をさせていただきました。

そういう中でありますが、今、政府を挙げてこの問題に取り組んでおりますし、自民党も挙げてこの問題を解決していくと。また、第三者委員会も設置をして取り組んでいるところでもあるわけであります。今それをしていないので、ということであれば、私はこの意見書は市議会として出さなくてはいけないわけでありますけれども、今、そういう大事な問題に取り組んでいるところでありますので、私はこの意見書を取り上げる必要はないだろうということでの反対の討論に参加させていただきました。議員諸氏から賢明な判断をお願いしたいと思います。

〇議　　　長　次に原案に賛成者の発言を許します。

２番・梅沢道男君。

〇梅沢道男君　それでは、発言を許されましたので、発議第１号　統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書の提出について、これについて賛成の立場で討論に参加をさせていただきたいと思います。厚生労働省による毎月勤労統計調査の不正問題、これについては10年以上の長きにわたるという深刻な問題に加えまして、その不正を隠ぺいするかのようなデータ改変まで行われていたことが、これも明らかになりました。

さらに毎月勤労統計の不正問題は、国民に対する雇用保険や労災保険の過小給付にまで波及するとともに、日銀の金融政策や年金支給額、さらには公共料金など、国民生活のあらゆる分野にまで影響が及んでいます。

また、今月の８日には賃金構造基本統計の不正問題調査報告書が公表されました。この内容は厚生労働省には事なかれ主義の蔓延や、遵法意識の欠如があったと指摘をし、さらに統計部門に至っては機能不全に陥っているとして、組織運営自体の見直しが求められています。

このようなたび重なる不正により失われました、行政に対する国民の信頼を取り戻すためには、この意見書にあるように、独立した第三者機関による徹底した検証と、政府による公的統計の総点検が必要であることはもとより、統計不正の再発防止と信頼回復に向けた国の統計職員体制の充実と必要な対策、財源措置の拡充が必要不可欠です。

行政に対する国民の信頼を回復し、このような事態を二度と繰り返さないためにも、多くの皆様からこの意見書に賛同いただくようにお願いをし、賛成討論とさせていただきます。

〇議　　　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　　長　　採決いたします。発議第１号　統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第１号は否決されました。

○議　　　長　　日程第22　閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議　　　長　　お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議　　　長　　以上で、本会議に付議された事件は、全て議了いたしました。

○議　　　長　　これをもって平成31年３月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変、長い間ご苦労さまでした。ありがとうございました。

〔午後４時41分〕